

板橋区長期基本計画審議会次第

第 11 回審議会

平成 17 年 7 月 11 日 (月)

午後 3 時 ~ 5 時

板橋区役所第一委員会室

第 11 回審議会

- 1 開会
 - 2 基本構想案について
 - 3 基本計画に盛り込むべき施策のあり方について
 - 4 その他
 - 5 閉会
-

配付資料

「区の基本構想と基本計画に盛り込むべき施策のあり方について」(答申案)

<事前配付>

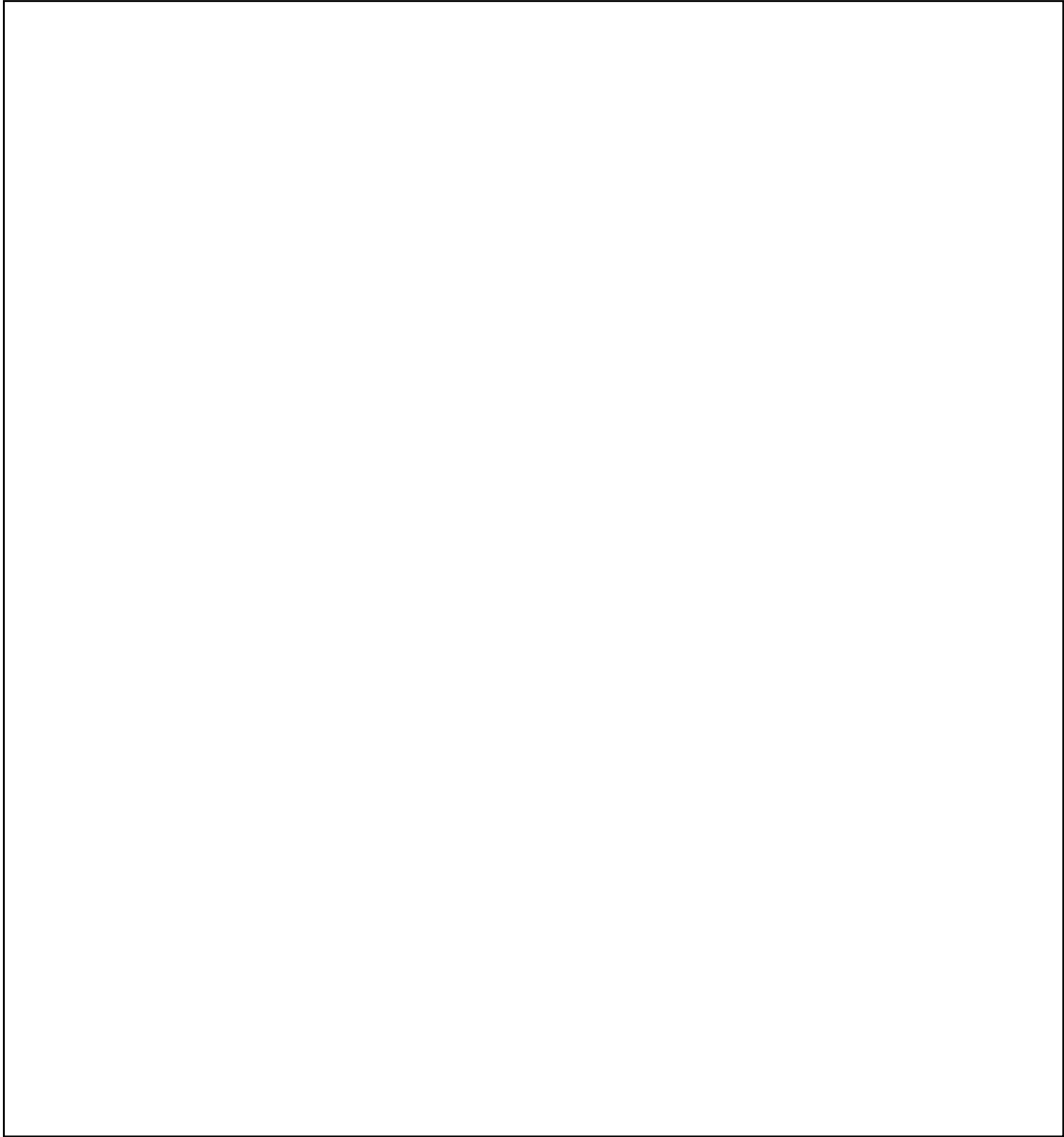
区の基本構想と基本計画に盛り込むべき
施策のあり方について

答 申（案）

平成17年7月

板橋区長期基本計画審議会

答申にあたって



平成17年9月

板橋区長期基本計画審議会

会長 和田 守

目 次

基本構想について	1
全体構成	1
1 基本構想策定の背景	2
2 基本構想の意義	3
3 基本理念	4
4 将来像	5
5 基本目標と施策の方向	6
6 構想実現のために	13
基本計画に盛り込むべき施策のあり方について	14
1 基本計画に明示すべき事項	14
2 基本計画の推進を支える仕組みづくり	15

参考資料

区民提案に対する審議会の考え方
板橋区の参考データ
板橋区長期基本計画審議会委員名簿
審議経過

基本構想について

当審議会が考える「基本構想」について、以下に全体構成を示した上で、各項目に沿って提案します。

基本理念

基本構想の根底を貫く考え方であり、構想実現に取り組むすべての人々が常に念頭に置くべき基本的な考え方

- (1) いのちと個性の尊重
- (2) まちづくりへの参画
- (3) 未来への責任

将来像

おおむね20年後の望ましい将来像

いきいき暮らす緑と文化のまち“板橋”

基本目標

将来像の実現に向けた基本となる目標

のびやかに
生きがいをもって
暮らすまち

一人ひとりの
充実した暮らしの目標

こころ豊かな
ふれあいと
活力のあるまち

人々の交流と活力ある
産業に支えられた地域
社会の目標

安全で安心な
うるおいの
あるまち

安全で、将来にわたって
暮らしやすい都市環境
の目標

構想実現のために

基本構想を実現するための方策

- (1) 区民と行政との協働関係の形成
- (2) 新しい時代に対応した行政経営の確立
- (3) 自治権の拡充

1 基本構想策定の背景

平成7年に策定した現基本構想は、将来像を前基本構想から引き継ぎ、「活力ある緑と文化のまち“板橋”」と掲げています。

この間、進行する少子高齢化に対して、子育て支援事業や介護保険制度に関連する施設整備、健康づくりなどを推進するとともに、阪神淡路大震災を教訓とした防災拠点の整備、ごみの抑制、リサイクルの取り組みなど、「いたばし2005計画」を着実に進めてきました。

区の人口は今後の10年間は、現在の52万人から53万人規模で推移し、その後は徐々に人口減少の傾向に入ると予測され、一層高齢化が加速します。

そのため、高齢者が元気で社会参加する環境づくりや、次代を担う子どもの育成、男女平等参画社会の実現が区の大きな課題となります。加えて、昭和30年代以降の急速な都市化に合わせて整備してきた都市施設の再生とともに、密集市街地の整備、都市型災害に対する備え、緑地の保全、地球規模で深刻化する環境問題、情報化、国際化への取り組みなどを一層推進していく必要があります。

また、長期にわたる経済の低迷は、区内産業にも影響を与え、工場の跡地が大規模な集合住宅や商業施設へと変わりつつある中で、これからは持続的な経済発展を支える区内産業の育成・支援も急務の課題となっています。

さらに、社会保障や雇用など生活に大きくかわる制度改革への対応とともに、中高年の雇用問題、若年層の未就労者の増加や多発する犯罪についても、対策が求められています。

現在国は、豊かな地域社会の形成に向け、地域性・多様性を重視する地方分権の政策を進めており、区政も大きな転換期を迎えています。限られた財政の中で多様化・個別化する区民要望に応えるためには、従来どおりの行政主体のサービス提供では限界があります。このため、個人・事業者・団体などが担い手となり、質の高いサービスの提供をめざす「新しい公共」の実現が時代的な要請となっており、それぞれの立場から行政と協力して地域課題に取り組む「協働」の仕組みが必要となっています。

すでに区内の様々な団体が、区政の各分野に参画し、協働によるまちづくりが進められています。こうした活動をさらに発展させ、区民と区がともに役割を担い合い、未来につなぐ板橋区の持続的発展をめざし、長期的展望に立った基本構想をここに策定するものです。

「新しい公共」:「公共」は行政によってのみ担われるものである、という考え方ではなく、行政と市民社会の諸主体が役割分担を改めて見直しながら協働して支えるという考え方。

2 基本構想の意義

この基本構想は、おおむね20年後を想定し、板橋区の望ましい将来像とその実現に向けた目標を示すものであり、区政の長期的指針となるとともに、区民と区の協働を一層進めていくための共通の目標となるものです。

また、国・都および事業者などが、板橋区における計画策定や事業を行う際には、指針として尊重されるべきものです。

3 基本理念

基本構想の根底を貫く三つの考え方を基本理念とします。

(1) いのちと個性の尊重

いのちを尊び、**男女はもとより**、だれもが平等で個性ある人間として互いに尊重する。また、自由かつ健康で安全・安心な生活を営み、幸福を追求する権利は、将来にわたって保障されなければならない。

(2) まちづくりへの参画

区民一人ひとりや地域社会を構成する様々な団体が、地域の問題の解決にあたって自ら積極的にかかわり、それぞれが対等の立場から役割を担い、区と協働してまちづくりを進める。

(3) 未来への責任

豊かで健康な暮らしは、自然からの恵みによって成り立っていることを自覚し、まちづくりを地球的視野に立って考えるとともに、暮らしの仕組みや文化を含め、よりよい生活環境を創造して次代に引き継いでいく。

この基本理念は、「平和を願い、郷土板橋を愛し、住みよいまちと豊かなあすを築く道しるべ」として定めた板橋区区民憲章の精神に則り、基本構想の実現に取り組むすべての人々が常に念頭におくものです。

4 将来像

将来像は、おおむね20年後の板橋区の姿を表します。

いきいき暮らす緑と文化のまち“板橋”

将来像には、次のような意味が込められています。

「いきいき暮らすまち」は、いのちの躍動と、産業や区民の地域活動が生活を中心に活気に満ち、教育・福祉が充実している状態を表します。

「緑のまち」は、身近に緑や水などの豊かな自然があるとともに、平和でやすらぎのある安全な生活環境を表します。

「文化のまち」は、伝統文化を大切にしつつ、新たな地域文化の創出に積極的に取り組む板橋らしさと、区民の心の豊かさを表します。

5 基本目標と施策の方向

将来像の実現に向けて、次の三つの基本目標を掲げ、区が取り組む施策の方向を示します。

のびやかに生きがいをもって暮らすまち

こころ豊かなふれあいと活力のあるまち

安全で安心なうるおいのあるまち

基本目標は、区民生活に立脚し、まちの状態を表す三つの視点から構成しています。

基本目標 は、一人ひとりの充実した暮らしの目標

基本目標 は、人々の交流と活力ある産業に支えられた地域社会の目標

基本目標 は、安全で将来にわたって暮らしやすい都市環境の目標

安心して子どもを産み育て、すべての人が住み慣れた地域において、心身ともに健康で、生きがいをもって生活できるまちをめざします。また、高齢者や障害者(児)などが、尊厳を保ち自立した生活を送ることができるまちをめざします。

- 1 安心して子どもを産み育てられるまち

子どもを産み育てることの大切さと、あわせて地域全体で子どもの“いのち”を尊重する意識を高めます。

父や母の子育てを支える体制・仕組みを構築し、子育て家庭への支援策を充実するとともに、子育てをしながら仕事を続けられる環境を整備します。

母子保健や小児医療体制の整備・充実とともに、食を通じた子どもの豊かな人間形成と家族関係づくりを進めます。

- 2 次世代の生きる力をはぐくむまち

家庭・学校・地域が緊密に連携し役割を担い、教育力を高め、自ら考え判断できる力とたくましく生きる力をもった創造性に富む子どもを育成します。また、ボランティアや地域活動への参画を促し、地域での居場所・活躍の場を整えます。

基礎学力の向上を図り、子どもたちの個性や地域の特色が生かせるきめ細かな学校教育に取り組むとともに、職業体験や地域の人材を活用した授業など、地域社会とともに歩む学校づくりを推進します。

障害のある児童・生徒への特別支援教育を推進するほか、学校の改築や大規模改修、子どもたちの安全確保など、教育環境の基盤整備を行います。

青少年を犯罪、薬物などから守る環境を整えるとともに、有害な情報に対する正しい判断力を養います。

- 3 一人ひとりが健康づくりに取り組むまち

いつまでも心身ともに健康でいきいきと暮らせるよう、ライフステージに合わせた自主的な健康づくりを推進します。

健康増進への関心を高め、食生活や運動、休養など望ましい生活習慣を身に付けることを促進し、生活習慣病の予防を図ります。

中高年齢者の健康と生きがいの増進を図るとともに、身体機能や生活機能の低下を抑えるため、介護予防の対策を充実します。

保健・医療・福祉機関の連携強化とサービスの充実を図り、心と体の健康に対する安心を確保します。

- 4 生涯を通じてこころ豊かに過ごせるまち

生涯学習に区民一人ひとりが意欲と生きがいをもって取り組めるよう、主体的に参加できる学習の機会を拡充します。

スポーツやレクリエーション活動を身近な地域で楽しめるよう、場の確保や整備、機会の拡充を図ります。

住宅に対するニーズの変化や多様な世帯構成に対応できるよう、良質な住宅ストックの形成を促進し、だれもがゆとりを持って長く住み続けられるよう支援します。

- 5 自立とふれあいにより社会参加ができるまち

子どもや高齢者、障害者(児)など、すべての人が安心して暮らせるよう、ノーマライゼーション を推進し、質の高い福祉サービスを確保します。

寝たきりや認知症、加齢などによって介護を必要とする高齢者への、介護保険制度などによる公的サービスの提供体制を拡充するとともに、在宅生活を地域で支える体制を支援します。

高齢者や障害者(児)などが住み慣れた地域で自立した生活を営み、意欲的に社会参加できる環境をつくとともに、安定した生活を送ることができるよう支援します。

- 6 すべての人が個性や能力を發揮して活躍するまち

男女が性別にかかわらずともに参画し、責任を担い、利益を享受する男女平等参画社会の実現に取り組み、男女平等への意識の醸成や女性の労働環境改善、DV被害者への支援などを図ります。

元気な高齢者や障害者をはじめとした働く意欲のある人々の就業支援を図るとともに、若年層の未就労者対策に取り組みます。

多様化・巧妙化する悪質商法などの被害に遭わないために、消費者の意識啓発を図るとともに、相談体制を充実します。

特別支援教育：これまでのように、障害の程度等に応じ特別な場で指導を行う「特殊教育」ではなく、障害のある児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じて適切な教育的支援を行うこと。

住宅ストック：空き家だけでなく、現存する利用可能なすべての住宅を指す。

ノーマライゼーション：障害者や高齢者をはじめ、すべての人がともに地域の一員として普通に生活できる社会を目指すという考え方。

認知症：これまで一般的に使われてきた「痴呆症」に代わる呼称。

DV：Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。配偶者や恋人などの身近な立場の男性（女性）から受ける、様々な暴力行為。肉体的暴力のみならず、言葉の暴力、性的暴力、社会的暴力（交友の制限など）、物の破壊、経済的暴力（お金を渡さない）なども含めて考える。

区民の様々な活動を通して、世代や文化の違いを超えた交流を深め、支えあいと協働による自立的な地域社会を形成します。また、板橋の特性を生かした産業の発展により、暮らしと産業の調和がとれた、活力あふれるまちをめざします。

- 1 地域の課題を協働で解決するまち

地域交流や情報提供の充実を図るとともに、活動の場の確保を行うことにより、多様な人々の地域活動への参加を促進します。

地域住民をはじめ、町会・自治会、NPO など、多様な主体による自主的なまちづくり活動を支援します。また、警察・消防などの関係機関や企業、商店街などとの連携・協力関係を強化し、地域課題の解決をめざします。

- 2 産業が発展するまち

消費者の多様なニーズに対応でき、立地特性や個性を生かした、魅力ある商業・サービス業の振興を図ります。また、交流の場としてだれもが安心して楽しめる、活気にあふれた商店街づくりを進めます。

産業と生活環境の調和をめざすとともに、製造業においては、技能・技術の継承など「ものづくり」を継続できる環境の整備を行い、地域工業の振興を図ります。経営相談・資金融資・情報提供など、中小企業の経営基盤の強化に向け、総合的な支援を行います。

区民農園・観光農園などの農地の活用や地域内消費の仕組みづくりなど、地域との結びつきを重視した都市にふさわしい農業を振興します。

- 3 地域資源を生かした新たな産業を創造するまち

区内の人材や企業・大学などとの連携のもと、創業や企業の新分野進出を推進し、時代や社会ニーズに対応した新たな産業の創出を支援します。

地域で生活する様々な立場の人が、自ら取り組むコミュニティービジネスの展開を促進します。

区の歴史や文化、水辺を中心とした自然、産業など、様々な地域の魅力を観光資源として生かし、積極的に情報発信することにより、多くの来訪者や自治体などとの交流を促進します。

- 4 豊かな地域文化をはぐくむまち

歴史的・伝統的な文化資源の保存と継承に努め、区への愛着をはぐくむとともに、
こころ豊かなやすらぎのある生活空間を形成します。

文化芸術に接する機会の充実と、区民の自主的な活動の支援を図り、豊かな地域文化を創造していきます。

- 5 異なる文化や価値観を尊重し合い交流するまち

地域における区民の国際交流や国際協力活動を支援するとともに、海外の自治体や
団体との友好に努めます。

地域に住む外国の人々と、ともに暮らす環境をめざし、生活に関する情報提供や相
談体制の充実を図るとともに、地域コミュニティへの参加を促進します。

区民の平和に対する意識を高め、平和への取り組みを推進します。

NPO：Non-Profit Organization(ノンプロフィット・オーガニゼーション)の略。継続的に
社会貢献活動を行う非営利団体(ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人)のこと。

コミュニティビジネス：市民が介護、育児、環境保護などの地域の様々な課題をビジネス
チャンスととらえ、ビジネスの手法で解決していくことであり、地域におけるコミュニ
ティの再生と地域経済の活性化を同時に達成できる地域づくりの新しい手法。

基本目標 : 安全で安心なうるおいのあるまち

都市の安全性を高め、地域の特性や個性を生かしたまちづくりを推進し、安心して住み続けられるまちをめざします。また、地球規模の環境問題に取り組み、身近な自然を大切にする暮らしやすいまちの実現をめざします。

- 1 安全・安心活動に取り組むまち

区民の主体的な防犯・防災活動を促進するとともに、高齢者など災害時に援護を必要とする人への支援体制を築きます。

区民の命と財産を守るため、情報伝達体制を構築し、区民や団体・事業者・自治体の連携のもとに、犯罪防止と災害時の初動態勢の確立に取り組みます。

災害・犯罪・新たな感染症の脅威などに対して、総合的な危機管理体制を確立します。自転車や自動車の安全運転と歩行者も含めた交通マナーの向上に、区民や事業者、関係機関と連携して取り組みます。

- 2 災害に強く住み続けられるまち

建物の耐震性の向上や不燃化を進めるとともに、延焼遮断帯となる緑道の整備や道路の拡幅、河川沿線の環境整備、街区の整備等を行い、災害による被害を最小限に抑える都市をつくります。

市街地再開発事業などにより、駅周辺の既成市街地や木造住宅が密集する地域の防災性と住環境の向上を図ります。

- 3 地域の個性を生かした美しいまち

都市の緑と水を保全し、魅力ある公園や緑地・水辺の整備を進め、うるおいのある都市をつくります。

市街地に緑を増やすため、街路など公共施設の緑化とともに、建物の壁面や屋上の緑化を推進します。

地域住民によるまちづくりへの参画を促進し、土地利用のルール化などを通じ、景観に配慮した良好な都市空間づくりを進めます。

- 4 環境を守り資源を大切に利用するまち

生活を環境の視点から見直し、ごみの減量に努めるとともに、資源やエネルギーを大切に使う意識を高め、資源循環型社会の実現に取り組みます。

地球温暖化をはじめとする深刻な環境問題に対し、区民や事業者とともに生活や生産活動の中で環境を守り改善していくための仕組みをつくり、行動していきます。

自動車公害や騒音・悪臭など、生活環境から発生する公害に対する取り組みを強化します。

- 5 暮らしに便利な道路・交通網があるまち

国や都、鉄道・バス事業者と協力して道路・交通体系を整備し、公共交通の安全性と利便性を向上させます。

自転車と歩行者の分離などにより、歩行者の安全を優先する道路整備を進めます。だれもが行きたい場所に円滑に移動できるよう、道路・駅・建物のバリアフリー化を進めます。

- 6 情報を安全に活用できるまち

情報通信機器の利用機会や操作知識などによって生じる情報格差を解消するため、情報技術の学習の機会を充実し、だれもが必要に応じて容易に情報を活用できる環境づくりに努めます。

個人情報の保護を事業者や団体などにも徹底するとともに、区民が個人情報を悪用した被害に遭わないよう、注意を喚起していきます。

バリアフリー：障害物のない状態を指す。もともとは、段差などの障害物を取り除いたり、手すりを取り付けたりするなど、高齢者・障害者などが暮らしやすいように工夫や配慮を施す意味で使われた。近年ではより広い意味としてとらえ、高齢者・障害者などが社会生活を営む上での物理的、制度的、社会的及び心理的な障壁をつくらないとともに取り除くことを指す場合にも使われる。

6 構想実現のために

(1) 区民と行政との協働関係の形成

施策の立案・実施・評価等の各段階において、多様な方法により区民参画の機会を拡充します。

行政手続の明確化と情報公開を積極的に進め、一層開かれた区政を推進します。

区民、町会・自治会、NPO、事業者などとともに、それぞれの特性と能力を発揮しながら、協働によるまちづくりを進めます。また、「新しい公共」を担う区民、NPOなどが活発に活動できるよう、活動拠点の整備や支援の充実を図るなど、協働の仕組みづくりに努めます。

(2) 新しい時代に対応した行政経営の確立

限られた財源の中、持続的発展と区民福祉の向上を確保するため、健全財政の基盤の確立に取り組み、簡素で効率的な行政経営をさらに推進します。

多様化する区民ニーズに対応するため、民間事業者の発想や経営手法を活用した指定管理者制度の導入をはじめ、公共サービスの民間開放を推進します。

財政規模や今後の人口減少・少子高齢社会に対応した、施設配置と整備の方向を明らかにしていきます。

区民サービスの向上と事務の効率化をめざし、IT（情報通信技術）の活用による総合的な情報化施策を推進します。

行政サービスの質の向上と区民の区政参加を促進するため、わかりやすい行政評価制度の構築に努めます。

基本構想の実現に向け、基本計画・実施計画を策定します。基本計画では、区民とともに明確な目標を共有できるよう、まちづくりの目標と成果を示す指標及びその実現に向けた取り組み方針を定めます。また、区民参加により、計画の達成度も評価していきます。

(3) 自治権の拡充

地方分権と特別区を取り巻く自治制度改革の流れの中で、基礎自治体として、区民の意向を反映した自治権の拡充と自主財源の確保に努めます。

効率的・効果的な施策を展開するため、国・都・関連自治体と相互に緊密な協力体制を築き、事業者や民間団体等との連携を強化します。

IT：Information Technology（インフォメーション・テクノロジー）の略。情報通信技術。インターネットなどのネットワークで相互に接続されたコンピュータやその他の機器で利用される情報処理技術のこと。

行政評価：施策や事務事業の目標・成果を数値など区民にわかりやすい形で示し、達成状況を行政及び外部評価機関が評価・検証し、評価結果を区民に公表するとともに、予算執行や計画策定、事務事業の見直しなどに反映させていくこと。

基本計画に盛り込むべき施策のあり方について

当審議会では、今後の社会情勢の変化を想定し、「基本計画に盛り込むべき施策のあり方」として、“基本計画に明示すべき事項”と“基本計画の推進を支える仕組みづくり”について示します。

1 基本計画に明示すべき事項

< 視点 >

今後10年の将来予測・将来需要（人口、社会・経済状況の変化）を見据えた施策
限られた財源の中での効果的・効率的な行政運営
課題の解決に向けた行政組織の横断的な連携
時代の変化や区民要望の変化に即応した施策展開
基本構想に位置づけられた施策の方向に沿った具体化
区民提案に基づいた有効な施策の検討

< 基本計画に明示すべき事項 >

個別目標ごとの、現状や課題、目標とする状態、取り組むべき方策
個別目標ごとの、目標と施策の展開を明確にするための成果指標およびその現状値と目標値
個別目標ごとの、区、区民、町会・自治会、NPO、事業者など、各主体の協働の視点から見た役割分担

2 基本計画の推進を支える仕組みづくり

基本計画を推進していくためには、今後10年間の中で、計画の根本を支える仕組みづくりが必要です。

この仕組みを基本計画に盛り込み、区と区民の信頼関係を強化し、基本計画が持続的発展を可能とする地域を築くための指針となることを期待します。

(1) 参加と協働の仕組みづくり

<背景・課題>

- 生活スタイルの多様化から、区民要望が個別化している
- 行政主体のサービスでは限界があり、区民生活に満足を提供することが難しくなっている
- 区政の情報を公開し、各主体の立場から、目標を共有して取り組む土壌が望まれる
- ボランティア団体・NPOなどのコミュニティー活動が、多様な分野で活発になっている
- 町会・自治会、商店街など地域社会を構成する団体が、ともに地域課題の解決に一層取り組み、地域における新しい公共を担い合うことが求められている
- 多様な世代の交流と地域活動への参加を促進し、地域社会を活性化させることが求められている

<解決の仕組み>

- これまで専ら行政に委ねられてきた公共のあり方を大きく見直す
- 区民、団体、事業者も新たな公共を担う主体の一つと位置付けるとともに、目標に向かって各主体が互いに役割を担い、対等の立場で協働する

(2) 計画を評価する仕組みづくり

<背景・課題>

- 基本計画に対する適切な評価、見直し、反映のシステムが求められている
- 施策が区民満足度の向上と財政の健全化に有効に機能しているか適宜、把握する必要がある

<解決の仕組み>

- 計画の実施段階における評価と見直しを区民参加で行う
- 施策の成果を測る指標は、わかりやすく客観的なものを選定し、評価を行いやすくする

参考資料

区民提案に対する審議会の考え方
板橋区の参考データ
板橋区長期基本計画審議会委員名簿
審議経過

< 区民提案に対する審議会の考え方 >

板橋区では区政運営の基本的な方針として、公開・評価・参加を掲げており、現基本構想にもまちづくりへの区民参加と協働が明示されています。

今回の基本構想の策定にあたっては、この方針に沿って、審議会に先行する形で約90名の区民の方が参加した「基本構想ワークショップ」(全9回)が開催され、「区民提案」ができあがりました。この区民提案については、第2回審議会にて区民メンバーから報告を受け、以降の審議会においても基礎資料としてきました。

区民提案は、「第1章・全体将来像と基本目標」と「第2章・分野別の提案」により構成されています。第1章では基本構想に関連する区の将来像や基本理念・基本目標について、第2章では12の分野別テーマの提案が掲げられており、それぞれ区民の視点で検討した成果がまとめられています。行政の縦割り組織にこだわらない、生活者の視点に基づいた提案となっているのが特徴です。

審議会では、この区民提案に貫かれている生活者としての視点を尊重しつつ、各委員からの専門的意見をふまえながら、課題の掘り下げや社会経済とのかかわりなど、広く審議を重ねました。

こうした考えのもと、本答申の基本理念・基本目標においては、区民提案の第1章にある基本理念・基本目標をできる限り反映させることにしました。将来像についても表現は異なるものの、区民提案の趣旨をくみ取り、区民の生活を念頭に置いた将来像を策定しました。

さらに、12の分野について個々の施策や事業の取り組みが提言されている区民提案の第2章については、本答申における施策の方向性において、提案の趣旨はできる限り反映するよう努めましたが、基本構想が持つ役割が区の将来に向けた方針を示すという性格上、細部までふれられていないものも多々あります。

これらについては、基本計画や実施計画の策定段階において十分尊重されることを期待するとともに、区のそれぞれの担当部署で検討していただき、実施すべきものは早期に、または計画的に取り組むべきであると考えます。